

# 船橋市文化活動普及事業実施要綱実施細目

## (目的)

第1条 この実施細目は、船橋市文化活動普及事業（以下「普及事業」という。）の実施に当たって、市内の学校に派遣する芸術家等の登録に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (名称)

第2条 派遣する芸術家等を一元管理するための一覧を作成し、その一覧を船橋市アーティストバンク（以下「アーティストバンク」）と称する。

## (アーティストバンク登録の対象者)

第3条 アーティストバンク登録の対象者は、船橋市文化活動普及事業実施要綱第2条に規定する対象活動に精通するもので、次の各号の要件をすべて満たす個人または団体とする。

- (1) 学校における指導の企画を立てる能力を有するもの。
- (2) 本市の子供たちの未来のために協力できるもの。
- (3) 普及事業に類する事業で、国、県、他市及び本市から、助成を受けていないもの。

## (アーティストバンク登録の申請)

第4条 前条の規定により登録を希望するものは、船橋市アーティストバンク登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

2 申請書の提出は、教育委員会文化課に持参、郵送、又はメールによるものとする。

## (アーティストバンク登録者の決定)

第5条 教育長は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査の上、アーティストバンク登録の可否を決定するものとする。ただし、船橋市文化活動普及事業に類する取り組みを既に実施している市所蔵作家については、審査を免除し、前条第1項の規定による申請をもってアーティストバンク登録者とする。

2 登録の審査は、船橋市文化活動普及事業実施要綱第2条に規定する分野に精通した有識者をオブザーバーとして招へいし意見を聴取するものとする。

3 教育長は、アーティストバンク登録の可否を決定したときは、船橋市アーティストバンク登録可否決定通知書（第2号様式）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 アーティストバンク登録者は、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに船橋市アーティストバンク登録内容変更届出書（第3号様式）を教育長に届け出るものとする。なお、指導内容など第3号様式記載事項にない変更が生じたときは、改めてアーティストバンクの登録をすること。ただし、所有資格や活動歴・受賞歴の追加など、軽微な変更に関しては再登録の必要はないものとする。

(登録期間及び更新)

第7条 登録期間は、登録決定日から2年間とする。ただし、登録期間中にやむを得ない状況により事業の実施が出来なくなった場合には、教育長に申し出るものとする。

2 登録期間満了後、引き続き登録を希望するものは、登録期間満了の10日前までに船橋市アーティストバンク登録更新申請書（第4号様式）を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の規定による申請があったときは、更新の可否について決定し、船橋市アーティストバンク登録更新可否決定通知書（第5号様式）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第8条 教育長は登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が、普及事業の目的に反する行為をしたとき。
- (2) 虚偽の申請により登録を受けたとき。
- (3) その他普及事業の推進上支障があると認められるとき。

(個人情報の保護)

第9条 アーティストバンクに登録した個人情報の取扱いについては、船橋市個人情報保護条例（平成17年船橋市条例第6号）に定めるところによる。

(その他)

第10条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この実施細目は、平成28年4月25日から施行する。

附則

この実施細目は、令和5年3月31日から施行する。

第9条を削り、第10条を1条繰り上げる改正は、令和5年4月1日から施行

する。

第1号様式

年 月 日

船橋市教育委員会教育長 あて

住所  
申請者  
氏名

船橋市アーティストバンク登録申請書

下記のとおり船橋市アーティストバンクに登録したいので、船橋市文化活動普及事業実施要綱実施細目第4条の規定により申請します。

申請に当たり、事業実施校との連絡等に伴う船橋市アーティストバンク登録者名簿による情報の公開を承認します。

記

代表者 氏名	(ふりがな)	代表者 生年月日	年 月 日
代表者 住所	〒	電話	
		E-mail	
		FAX	
団体名			
構成員 氏名			
指導分野			
指導内容	1 クラスを対象とした指導		
	1 学年を対象とした指導		
	全校を対象とした指導		



第2号様式

第 号  
年 月 日

様

船橋市教育委員会教育長

船橋市アーティストバンク登録可否決定通知書

年 月 日付けで、申請のあった船橋市アーティストバンク登録について下記のとおり決定したので、船橋市文化活動普及事業実施要綱実施細目第5条第3項の規定により通知します。

記

1. 登録します

登録期間 年 月 日～ 年 月 日

2. 登録できません  
(理由)

※申請内容に変更が生じた場合は、船橋市アーティストバンク登録内容変更届出書(第3号様式)により、速やかに教育長に届け出ること。なお、指導内容など第3号様式記載事項にない変更が生じたときは、改めてアーティストバンクの登録をすること。ただし、所有資格や活動歴・受賞歴の追加など、軽微な変更に関しては再登録の必要はないものとする。

第3号様式

年 月 日

船橋市教育委員会教育長 あて

住所  
登録者  
氏名

船橋市アーティストバンク登録内容変更届出書

下記のとおり船橋市アーティストバンクに登録内容に変更が生じたので、船橋市文化活動普及事業実施要綱実施細目第6条の規定により届出ます。

記

代表者 氏名	(ふりがな)	代表者 生年月日	年 月 日
代表者 住所	〒	電話	
		E-mail	
		FAX	
団体名			
構成員氏名			
指導可能曜日	月 火 水 木 金 土 日		
指導日程	( )日間 1回につき( )分		
指導対象	①小学校 ②中学校 ③高校 ④特別支援学校 ⑤一般		
対象人数	～ 人		
所有資格			
学歴 活動歴 受賞歴	学歴	活動歴	受賞歴

第4号様式

年 月 日

船橋市教育委員会教育長 あて

住所  
登録更新申請者  
氏名

船橋市アーティストバンク登録更新申請書

下記のとおり船橋市アーティストバンク登録を更新したいので、船橋市文化活動普及事業実施要綱実施細目第7条第2項の規定により申請します。

更新の期間は2年間を限度とし、再更新の際は改めて、更新の申請をいたします。

記

登録更新期間 年 月 日 ～ 年 月 日



第 号  
年 月 日

様

船橋市教育委員会教育長

船橋市アーティストバンク登録更新可否決定通知書

年 月 日付けで、申請のあった船橋市アーティストバンク登録の更新について下記のとおり決定したので、船橋市文化活動普及事業実施要綱実施細目第7条第3項の規定により通知します。

記

1. 登録を更新します

登録期間 年 月 日～ 年 月 日

2. 登録を更新できません  
(理由)

※申請内容に変更が生じた場合は、船橋市アーティストバンク登録内容変更届出書(第3号様式)により、速やかに教育長に届け出ること。なお、指導内容など第3号様式記載事項にない変更が生じたときは、改めてアーティストバンクの登録をすること。ただし、所有資格や活動歴・受賞歴の追加など、軽微な変更に関しては再登録の必要はないものとする。